

外国人留学生のアルバイト給与の源泉徴収

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 舟田 浩幸

この度、外国人留学生をアルバイトで雇用することになりました。留学生のアルバイト給与はどのように源泉徴収すればよいのでしょうか。



リサ



サキ先生

外国人留学生が、所得税法上の居住者に該当するか、非居住者に該当するかによって異なります。

居住者と非居住者はどのように区分したらよいのですか。



リサ



サキ先生

外国人留学生の場合は、学業の習得のために日本に継続して居住することが必要な期間が1年以上であれば居住者、1年未満であれば非居住者になります。

居住者と非居住者では、源泉徴収の方法はどう違うのですか。



リサ



サキ先生

居住者の場合は、日本人従業員と同様「給与所得の源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収します。非居住者の場合は、20.42%の税率で所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

どこの国からの留学生でも同じですか。



リサ



サキ先生

日本は多くの国と租税条約を締結しています。留学生の国によっては、日本との租税条約の規定によってアルバイト給与が免税になる場合もあります。この場合は留学生が入国の日以後最初にアルバイト給与の支払いを受ける日の前日までに、「租税条約に関する届出書」に在学証明書を添付し、給与の支払者を経由して給与の支払者の所轄税務署長に提出すれば源泉徴収の必要はありません。例えば、中国との租税条約では、アルバイト収入が生活費や学費程度であれば免税ですし、韓国との租税条約では、金額、年数の上限はありますが免税です。免税となる条件のある租税条約や、免税とならない租税条約も多くありますので、適用となる国との租税条約の規定を確認する必要があります。

なお、租税条約が適用できる留学生は、学校教育法第1条に規定する学校の学生ですので、日本語学校等の場合は租税条約の免税の適用ができませんので注意が必要です。

「租税条約に関する届出書」の提出ができなかった場合はどうすればよいですか。



リサ

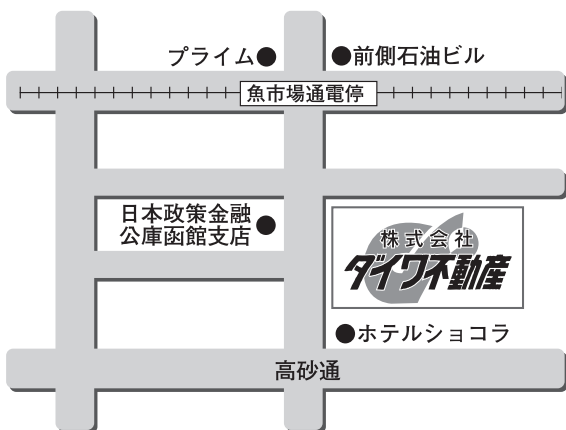


サキ先生

「租税条約に関する届出書」の提出がない場合は租税条約の適用ができませんので源泉徴収をする必要があります。ただし、留学生が、後日、在学証明書を添付した「租税条約に関する届出書」とともに「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」を給与の支払者を経由して給与の支払者の所轄税務署長に提出すれば、納付済の税額の還付を受けることができます。

《筆者紹介》 舟田浩幸(ふなだ・ひろゆき)

東京国税局 調査第一部 外国法人調査第3部門 主査、同局調査第四部国際税務専門官(移転価格担当)、渋谷税務署 国際税務専門官(所得税担当)、芝税務署 国際税務専門官(源泉所得税担当)などを経て、平成28年8月神奈川県横浜市鶴見区で税理士登録。



人と社会が共生する暮らしづくり



〒040-0064 函館市大手町1番3号

TEL.0138-22-8133

FAX.0138-22-6169

E-Mail:daiwa@gray.plala.or.jp

HomePage:http://daiwa.cbiz.co.jp/



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索